

久喜市議会  
令和7年9月定例会議  
議員提出議案

## 議 案 目 録

意見第 3 号	生活保護基準引下げを違法とした最高裁判決を踏まえ、生活保護利用者への補償措置を求める意見書	1
意見第 4 号	消費税の食料品非課税実現を求める意見書	3
意見第 5 号	医療機関の経営強化に向けた支援の充実を求める意見書	5
意見第 6 号	共同調理場における栄養教諭等の配置にかかる加配及び国に対して配置基準改正の働きかけを求める意見書	7

意見第3号

生活保護基準引下げを違法とした最高裁判決を踏まえ、生活保護利用者への補償措置を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2025年9月17日

提出者 久喜市議会議員  
猪股和雄  
賛成者 久喜市議会議員  
貴志信智  
宮崎亜希  
渡辺昌代  
川辺美信

久喜市議会議長 上條哲弘 様

生活保護基準引下げを違法とした最高裁判決を踏まえ、生活保護利用者への補償措置を求める意見書

本年6月27日、最高裁判所第三小法廷は、大阪府内及び愛知県内の生活保護利用者らが、2013年から3回に分けて実施された生活扶助基準額の大幅な引下げによる生活保護費の減額処分の取消し等を求めた各訴訟の上告審で、厚労相による本引下げは違法であると認め、各処分を取り消す判決を言い渡した。

本判決は、2008年から2011年の「物価下落」による「デフレ調整」を理由に生活扶助基準額の引下げを行った判断について、厚労相の裁量を逸脱・濫用するものであり、生活保護法3条、8条2項に違反すると判断したものである。

したがって本引下げが行われた期間における生活保護を利用者の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」という憲法上の極めて重要な基本的人権を侵害した事実を深刻に受け止めるべきである。

同様の裁判は全国で相次いで起こされ、各地の裁判所で審理が続いており、今回の判決で統一的な判断が示されたことから、他の同種訴訟にも影響を与えるのは当然である。

埼玉県内の生活保護利用者が原告となっている訴訟では、さいたま地裁及び東京高裁において、いずれも減額処分を取り消す判決が下され、現在最高裁判所に係属中である。

国は、埼玉訴訟を含め現在も全国の裁判所に係属している同種訴訟の原告及び原告となっていない生活保護利用者並びに元利用者についても、本引下げによる保護費の減額処分を取消し、本来受けるべきであった生活扶助費と実際の支給額との差額を支給するなど、必要な補償措置を講じるべきである。

よって、国に対し、本引下げによる影響を受けたすべての生活保護利用者及び元利用者への補償措置を直ちに実施して、本引き下げによる被害を回復するとともに、真に健康で文化的な最低限度の生活が可能となるように生活保護基準を引き上げることが求められる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

意見第4号

消費税の食料品非課税実現を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2025年9月17日

提出者 久喜市議会議員  
川 辺 美 信  
賛成者 久喜市議会議員  
渡 辺 昌 代  
貴 志 信 智  
宮 崎 亜 希  
田 村 栄 子

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

消費税の食料品非課税実現を求める意見書

近年の物価高騰により、特に米をはじめとする食料品の価格上昇が市民生活に深刻な影響を及ぼしています。低所得世帯、子育て世帯、高齢者世帯など、生活に困難を抱える方々にとって、日々の食料品の購入は大きな経済的負担となっています。

総務省の2024年家計調査によれば、家計に占める食料支出の割合（いわゆるエンゲル係数）は28.3%に達し、1981年以来43年ぶりの高水準となりました。これは、国民の生活がかつてないほど厳しい状況に置かれていることを示しています。

すでに世界の100カ国以上では、食料品に対する消費税や付加価値税の減免・非課税措置が導入され、国民生活の支援策として活用されています。主要国と比較しても、日本のエンゲル係数は極めて高く、食料品への減税は喫緊の課題であると言えます。

現在、日本では食料品に軽減税率（8%）が適用されていますが、それでもなお家計への影響は大きく、生活の質の低下を招いています。こうした状況を踏まえ、食料品の消費税を非課税とすることは、国民の暮らしを守るために必要かつ有効な施策です。

よって、国に対し、以下の事項を強く要望いたします。

記

1. 食料品の消費税を非課税とする法改正を速やかに実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣     あて  
財務大臣  
法務大臣  
経済産業大臣

意見第5号

医療機関の経営強化に向けた支援の充実を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年9月17日

提出者 久喜市議会議員  
園部 茂雄  
賛成者 久喜市議会議員  
新井 兼  
大谷 和子

久喜市議会議長 上條 哲弘 様

医療機関の経営強化に向けた支援の充実を求める意見書

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の構築に向けては、安定的かつ持続可能な医療提供体制の確保が不可欠である。特に高齢化の進展に伴い、医療需要の増加が見込まれる中、地域医療を担う医療機関の役割は一層重要性を増している。

しかしながら、現在の医療機関の経営状況は極めて深刻である。全日本病院協会をはじめとする6団体が実施した「2024年度診療報酬改定後の病院経営状況調査」によれば、全国1,731病院のうち、医業利益が赤字となった病院は69.0%、経常利益が赤字となった病院は61.2%に上り、医療提供体制の根幹が揺らぎかねない危機的状况にあることが明らかとなっている。

多くの医療機関では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う国の特例的支援により一時的な収支改善が見られたものの、当該措置の終了後は、人口減少による慢性的な収益減が顕在化している。加えて、長期化する物価高騰や医療従事者の賃上げに伴う人件費の増加などが経営を圧迫しており、令和7年6月に実施された診療報酬改定も、医療機関の経営改善には十分に資する内容とは言い難い。

特に医療資源が限られた地域においては、医療機関及び医師の不足が深刻化しており、効果的・効率的な医療提供体制の構築が喫緊の課題となっている。こうした状況下で医療機関の経営悪化が進行すれば、地域医療構想に基づく医療機関の役割分担や相互連携の強化にも支障を来す可能性がある。

また、医療機関の開設主体は国、自治体、民間等多岐にわたり、それぞれの運営方針や財源構造も異なることから、画一的な支援ではなく、地域の実情に即した柔軟かつきめ細かな対応が求められる。

よって、国会及び政府に対し、医療機関の経営状況の改善を通じて、医療を必要とする住民の安全・安心な暮らしを守るため、以下の施策を速やかに講じるよう強く要請する。

#### 記

1. 地域医療体制の維持・強化に資する臨時的な診療報酬の改定
2. 経営が逼迫する医療機関に対する緊急的かつ実効性のある補助制度の創設
3. 医療資源が不足する地域における医師確保・医療機関支援策の拡充
4. 開設主体の多様性を踏まえた、地域実情に応じた財政支援の柔軟な運用

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
財務大臣  
厚生労働大臣

意見第6号

共同調理場における栄養教諭等の配置にかかる加配及び国に対して配置基準改正の働きかけを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年9月17日

提出者 久喜市議会議員  
大谷和子  
瀬川泰祐  
賛成者 久喜市議会議員  
春山千明

久喜市議会議長 上條哲弘 様

共同調理場における栄養教諭等の配置にかかる加配及び国に対して配置基準改正の働きかけを求める意見書

本市では市内小中学校の給食調理体制を統合し、令和3年に新たな学校給食センターを整備し、市内31小中学校の児童生徒等に対し1日あたり約11,000食の給食を提供している。また、食物アレルギーを有する児童生徒に対し、安心安全な給食を提供するため、対象とする食物を「卵、乳」の2種類から、令和6年4月から「卵、乳、えび、かに」の4種類に拡大し、食物アレルギー対応食を提供しており、今後も対応食物の拡大が期待されている。

給食管理業務に加えて、アレルギーに関する児童生徒への対応にも万全を期す必要がある。また、栄養教諭を中核とした食育のネットワークを構築し、各学校の食に関する指導等も展開する必要もある。栄養士業務は、学校数や児童生徒数に応じた業務量になるため、調理場を集約しても、学校栄養職員等を減らすことはできず、むしろ体制を強化する必要がある。

しかし、国が定める栄養教諭の配置基準は現状「6,001人以上3」となっており、本市には県から3人の栄養教諭が配置されているが、上記の業務を3人で対応することは物理的に不可能であり、安全・安心な給食の提供等が担保されないことから、市費による栄養士を6人、会計年度任用職員1人を配置して業務にあたっている。

近年、食生活をめぐる環境が大きく変化し、栄養の偏り、不規則な食事、食の安全等、さまざまな問題が生じていることから、子どもたちが食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間に育つよう、食育を推進すること

が喫緊の課題となっている。食物アレルギーを有する児童生徒へのきめ細やかな対応や、学校給食における食育の重要性は高まり、専門知識を持った栄養教諭を中心に取り組むことが求められている。また、老朽化した調理場を抱える自治体が、給食の提供や食育に不安なく再編等の検討を進められるよう、県においては、下記の事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

1. 学校における食育の重要性に対応する栄養教諭等を、児童生徒の人数に応じた加配を行うこと。
2. 食物アレルギー対応等への取組みを考慮し、国の基準に加え栄養教諭等の加配を行うこと。
3. 国に対し国が定める共同調理場に係る配置基準を、規模に応じた配置基準に見直すよう強く求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

埼玉県知事 あて